



岡谷市不妊及び不育症治療費等助成事業（こうのとりの支援事業）について

岡谷市役所健康推進課

岡谷市では、不妊治療又は不育症治療を受けているご夫婦に治療費の一部を助成しています。

1、補助対象の条件（次のいずれにも該当する方）

- 1）夫婦（原則、法律婚を対象としますが、事実婚関係にある方も対象とします）
- 2）夫婦の双方または一方が、申請日の 1 年以上前から岡谷市に住所を有している
- 3）市税を滞納していない
- 4）医療保険に加入している
- 5）妻の年齢が 43 歳未満（※不育症治療は年齢制限なし）
- 6）他の地方公共団体等からこの要綱に基づく助成と同様の助成を受けていないこと

2、補助対象経費

不妊及び不育症治療に要した医療費の自己負担分

- ・ 一般不妊治療（保険適用、適用外）
- ・ 生殖補助医療（保険適用） 及び
長野県不妊治療（先進医療）費用助成事業実施要綱の認める先進医療
- ・ 長野県不育症検査費用助成事業及び不育症治療支援事業実施要綱の認める不育症検査及び不育症治療

※不妊検査については、県助成事業の対象分は除きます。

3、補助金額・期間・申請期限

補助率・・・ 対象となる経費から、高額療養費やご加入の健康保険組合等による付加給付の給付を受けた場合は、給付を受けた額を差し引いた金額、及び「長野県不妊治療（先進医療）費用助成事業」または「長野県不育症治療支援事業」の交付を受けた方は、交付額を差し引いた金額の 1/2 以内（1 円未満の端数切り捨て）

金額・回数・・・ 一般不妊治療：1 年度あたり 1 回助成 5 万円以内

初回申請年度から連続する 3 年度まで ※出産した場合、妊娠して 12 週以降に死産に至った場合はリセットすることができます。

※年度内に受けた治療はまとめて申請していただけます。

生殖補助医療：1 回あたり 5 万円以内

保険適用分の一連の治療につき 1 回とし、保険適用された回数を限度とする。

40 歳未満 ： 1 子につき 6 回

40～43 歳： 1 子につき 3 回 まで

※保険適用の治療と併用して実施した先進医療を含む（県の助成対象者のみ）

不育症治療：県助成対象者 1 回あたり 5 万円以内

申請期限・・・ 一般不妊治療 治療年度内に申請

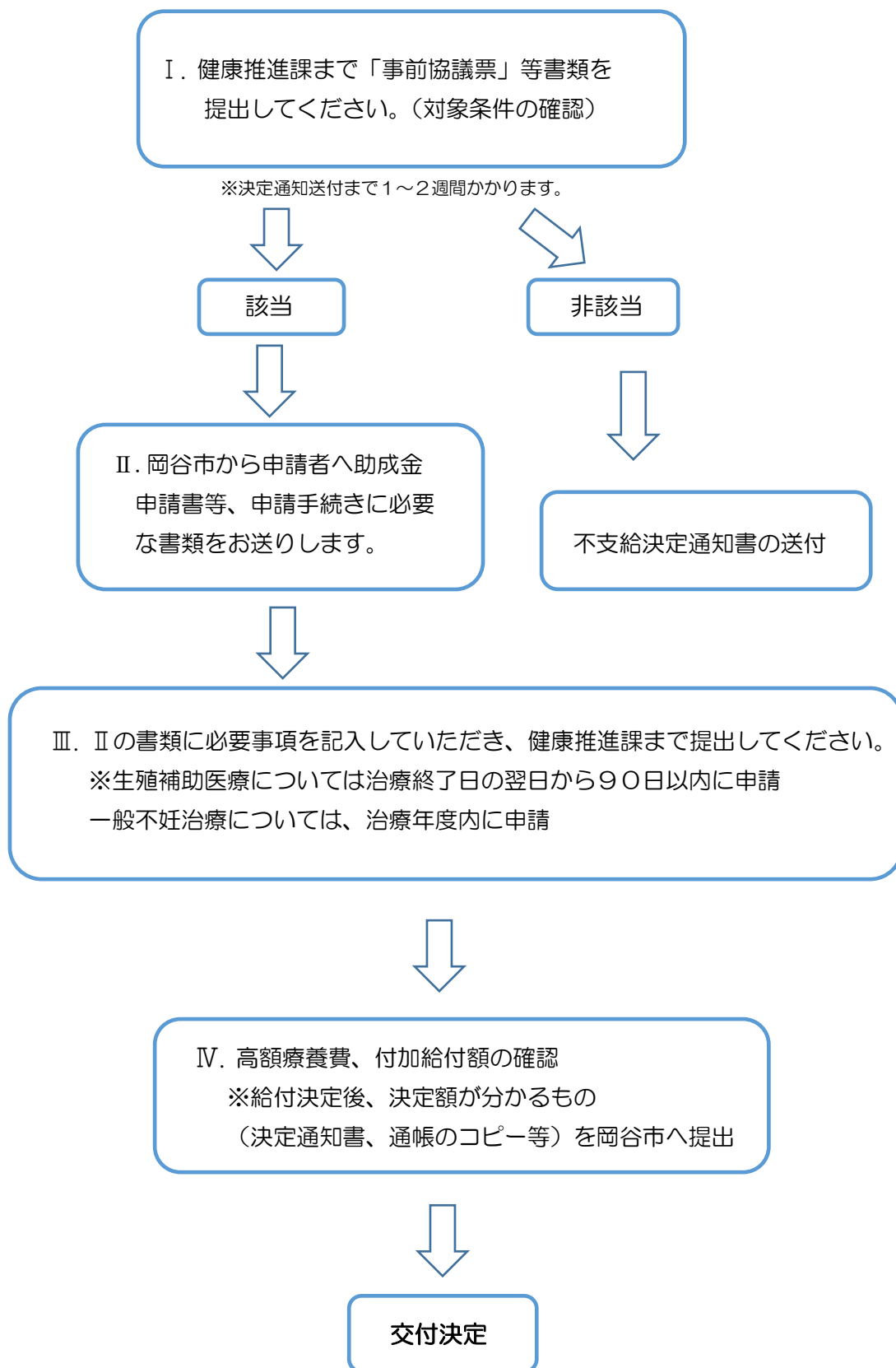
生殖補助医療 治療終了日（※）の翌日から起算して 90 日以内

※妊娠の確認の日（妊娠の有無は問いません）または、医師の判断によりやむを得ず治療を中止した日。

4、申請の流れ

※保険適用になり、助成金の計算方法が複雑になります。事前に健康推進課までご相談ください。

★窓口負担額を抑えるため、限度額適用認定証の交付申請をお勧めします。



※申請後、助成金支給手続きが整いましたら、「岡谷市不妊及び不育症治療費等助成事業助成金交付決定書(様式第4号)」において助成金額を通知にてお知らせし、ご指定の口座へ支給いたします。



5、必要な書類

<事前協議>

	書類名	説明
①	岡谷市不妊及び不育症治療費等助成事業 事前協議票	事前に条件を確認する書類となります。 申請者の方がご記入ください。
②	健康保険資格が確認できるもののコピー	治療を受けられた方のものが必要となります。 夫婦双方の治療の場合は2人分必要です。
③	住民票の写し ※事前協議票にて、住民基本台帳情報の確認に同意 された方は省略できます。(ご本人の自署に限る)	市民生活課で発行できます。(1 世帯 300 円) 「世帯全員分、続柄有」で申請してください。 (写しをコピーしたものでも構いません)
④	長野県助成事業の受診等証明書のコピー	<u>長野県の不妊治療(先進医療)費用助成事業又は不育症治療支援事業の助成を受けた場合、県より発行された書類の両方が必要となります。</u> コピーをご提出ください。
⑤	長野県助成事業の交付決定通知書のコピー	
⑥	戸籍謄本	・事実婚のご夫婦 ・夫婦の住所が異なる場合 ・<u>一般不妊治療費について</u>、出産し、再び助成金の交付を希望する方のみ提出が必要です。
⑦	死産届の写しまたは死産した子の母子手帳のコピー	<u>一般不妊治療費について</u> 、妊娠して12週以降に死産に至った場合で、再び助成金の交付を希望する方のみ提出が必要です。

<申請>

	書類名	説明
①	岡谷市不妊及び不育治療費等助成事業交付申請書	申請者をご記入ください。
②	岡谷市不妊及び不育症治療費等助成事業受診等証明書 ※一般不妊治療、生殖補助医療（県助成事業の対象にならないもの）について必要となります。	医療機関にご記入いただきます。 ※県助成事業（先進医療）の交付を受けている場合は不要です。
③	不妊及び不育症治療に要した費用に係る領収書	医療機関で発行されたものとなります。
④	付加給付、高額療養費の給付額が分かるもの ※決定通知書、通帳のコピー等	医療費が高額になった場合、高額療養費やご加入の健康保険組合等から給付を受けた場合は、治療にかかった費用から給付額を差し引いて助成額を決定します。
⑤	事実婚に関する申立書	事実婚のご夫婦をご提出ください。

★証明書に関わる費用は自己負担となります。

★生殖補助医療の申請は、治療終了日の翌日から起算して90日以内です。

★一般不妊治療の申請については、令和6年度中に生じた治療費は、必ず当該年度中（令和7年3月末日まで）に申請してください。間に合わない場合は、事前にご連絡ください。

<お問合せ・書類提出先>

〒394-8510 岡谷市幸町 8-1

岡谷市役所健康推進課 保健指導担当

TEL：0266-23-4811 （内線：1184）